|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川水系改修工営所 | 令和元年度から令和３年度における下記の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表４に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第７号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | | 令和元年度 | 一級河川恩智川改修工事（31-１工区）（薬師橋上流左岸） | 86,085,000円 | | 令和２年度 | 206,085,600円 | | 令和３年度 | 79,141,000円 | | 合計 | | 371,311,600円 | | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。  また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  別表４　固定資産計上基準表  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。  【建設仮勘定取扱要領】  （建設仮勘定の計上）  第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。  ２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  　第15条  　　二　インフラ資産  ア　有形固定資産  公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。  　　七　建設仮勘定  　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。 | 本工事は、令和３年７月に供用開始していることから、当年度（令和３年度）の支出については、「維持補修費」を「インフラ建設仮勘定」への仕訳修正の後、精算を行い、「インフラ工作物」として、財務諸表に資産計上及び公有財産台帳に登載した。  また、過年度（令和元・２年度）の支出については、過年度修正を行い、同様に財務諸表に資産計上及び公有財産台帳に登載した。  今後は、「固定資産計上基準等」を正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

資産と費用の区分誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年10月13日）